

住居表示のしおり

仙 台 市

はじめに

従来、私たちの家や事務所などの住所は、町（字）名と地番を用いて「〇〇町〇〇番地」と表しています。ところが、地域によっては、住所を表す地番が順序よく並んでいなかったり、町の境界が入り組んでいたりするために、訪ね先がなかなか見つからないなど、日常生活において不便な思いをすることがあります。

このような不便をなくすために、昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が施行され、全国の市街地で「住居表示」が実施されております。

仙台市においては昭和39年からこの制度による整備を進めております。

このしおりは住居表示の仕組み等について概要を掲載しているものです。ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

住居表示についてのお問い合わせは

仙台市市民局区政部戸籍住民課戸籍住民係

電話 直通 022-214-6127

もくじ

土地の地番を住所にしていると	2
住居表示のしくみ	3
新しい住所	6
本籍と不動産の所在の表し方	7
住居表示実施に伴う手続き	9
建物を新築・改築したときは	13
街区表示板の取り付け	13
調査員にご協力をお願いします	13

土地の地番を住所にしていると

◎ 住所の表示

現在、私たちが使っている住所の表し方には、町字名と土地の番号である地番を用いて「〇〇番地（の〇）」と表す方法と、一定の方式によって全ての建物に番号をつけて「〇番〇号」と表す方法があります。

◎ 地番の生い立ち

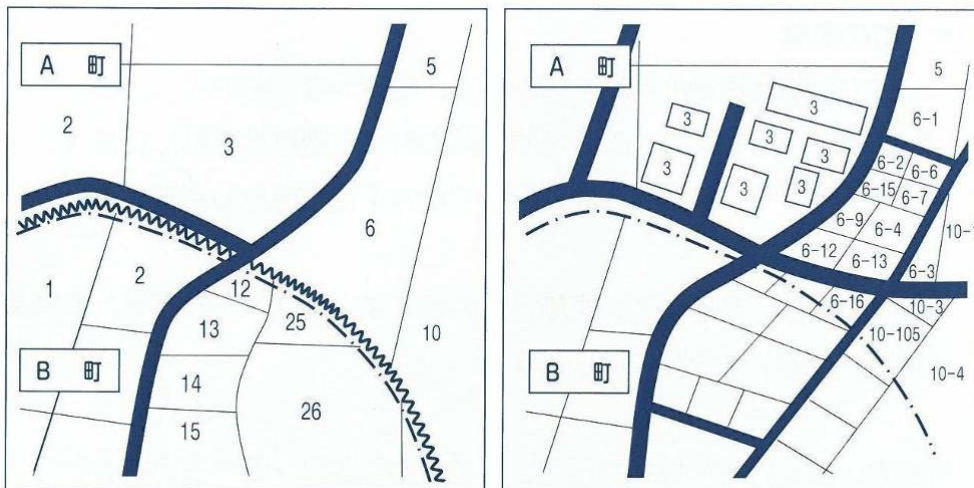
そもそも土地の地番というのは、明治の初めに土地から税を徴収することを目的に、土地の一筆ごとの所有者を確認するための符号としてつけたのが始まりです。

それが、本籍を表示するものに用いることになり、後に住所を表示するのにも用いるようになったものです。

◎ 土地の番号を住所にしていると

市街化が進んだ地域において地番を住所として使うと、

- 一筆の大きさが大小さまざまであり、一筆の面積が広大な土地では同じ住所が多数発生します。
- 分筆や合筆によって枝番や欠番が発生し、地番が順序良く整然と並ばなくなるなどから、場所を特定することが難しくなってしまう地域がでてきます。
- 町字の境界が複雑に入り組んでいる場合、どこまでがA町で、どこからがB町であるかわかりにくく、目的の場所を探すのに大変であったり、郵便物や宅配物の誤配の要因にもなりかねません。



住居表示のしくみ

◎ 町界・町名の合理化

町の境界は整然としていることが、また、町名は読みやすく、他の町名とまぎらわしくないことが望まれます。

◆ 町の境界と大きさ

- 原則として道路・河川・鉄道またはその他恒久的な施設、つまり将来的にあまり動くことがなく、目に見えるものを市で境界として定めます。
- 町の大きさは住居・商業・工業の各地域によって異なりますが、住居地域では100,000～165,000㎡（約3～5万坪）を目安としています。

◆ 町の名称

- 町の名称は従来の名称を基本とした、歴史的に由緒あるもの、親しみ深く読みやすいものとしします。
- 市内を通して、同一の町名や類似の町名を避けた名称にします。
- 「丁目」をつける場合は、最大でも六丁目程度とします。

これらの基準に基づいて、実施区域の皆様に考えていただき、市議会に諮り「町名」を決定いたします。

※ 新しい町の境界が設定されたことにより、町内会区域及び学区が変更されることはありません。

◎ 地番に代えて街区符号・住居番号へ

住居表示は、次の二つの工程を経て、住所をわかりやすく表そうとするものです。

(町界・町名の合理化)

- わかりにくい町字の境界と名前をわかりやすいものにする

(街区符号と住居番号の設定)

- 地番に代えて、住所を表すための番号を設定する

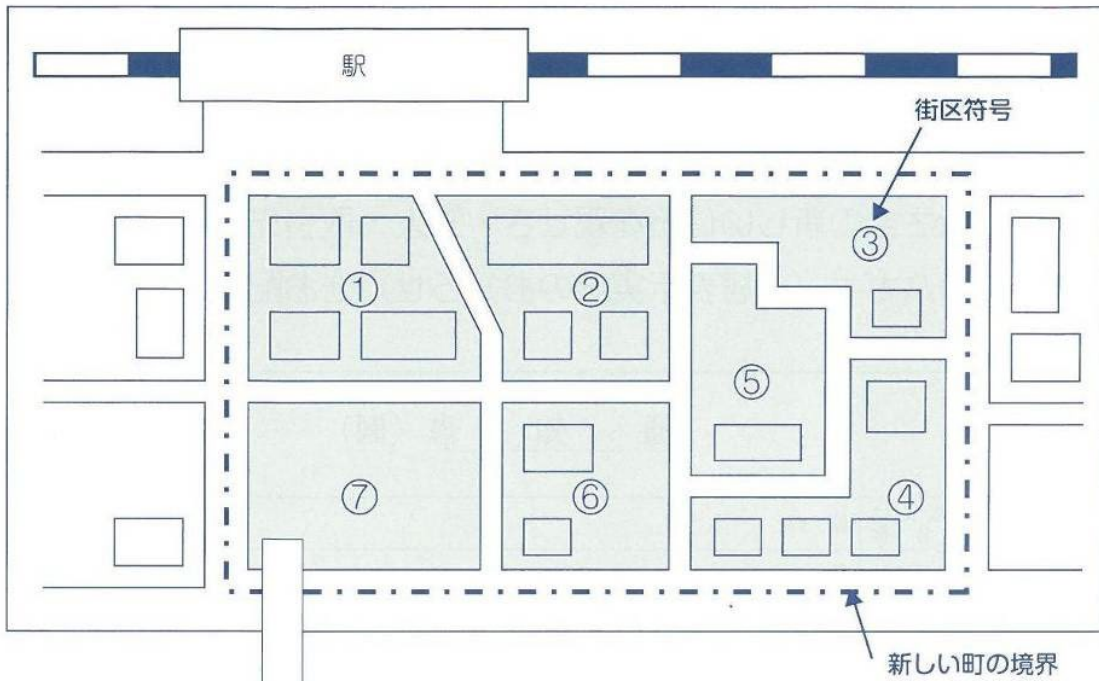
これまで町字名・地番を住所としていた地域で住居表示を実施すると、〇〇町△番□号というように、新町名・街区符号・住居番号の三つで住所が表示されることとなります。

(例)

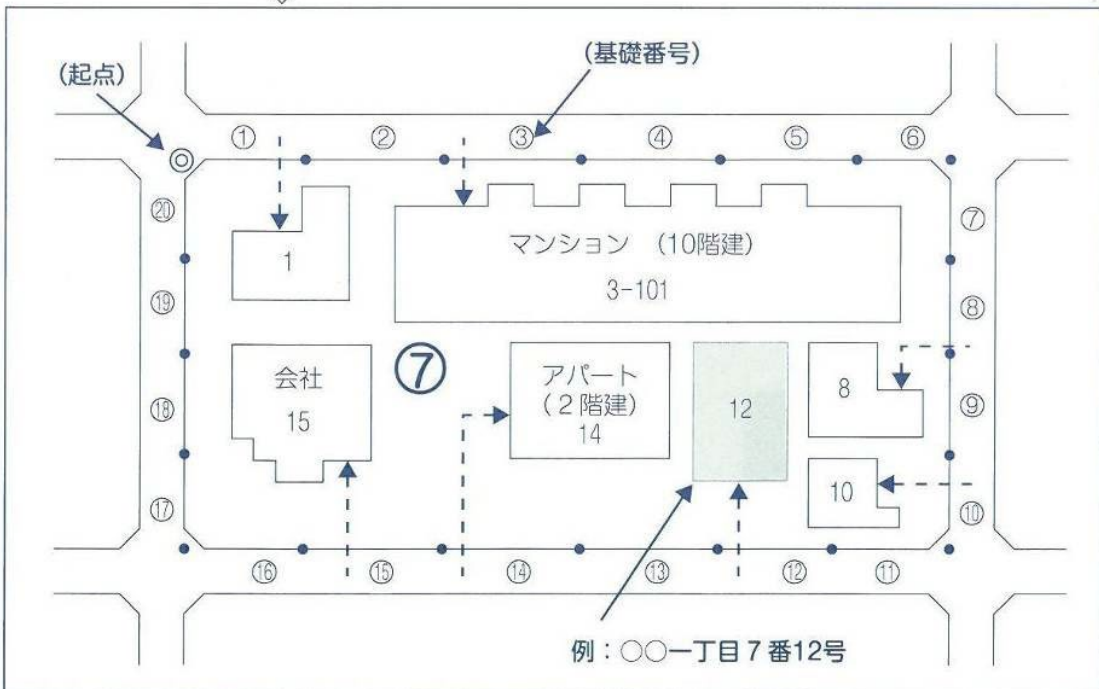
(実施前) 仙台市太白区 大野田字北屋敷 120番地の1
(町字名) (地番)

(実施後) 仙台市太白区 大野田二丁目 25番 35号
(新町名) (街区符号) (住居番号)

—— 街区符号のつけ方 ——



—— 住居番号のつけ方 ——



※ 住居番号は、基礎番号と建物への進入線（図中の-----▶）を基につけられますので、建物と建物の間が離れている場合などには、番号の間隔が開くことがあります。

新しい住所

新しい住所（町名・街区符号・住居番号）は、住居表示実施日の約1か月前に「通知書」でお知らせいたします。

また、「町名表示板」及び「住居番号表示板」をお配りします。郵便受け等見やすい場所に取り付けていただきますと、一層住所を探しやすくなり、郵便物等の誤配が防げます。

さらに、新しい住所を親戚・知人・取引先などにお知らせいただくためのハガキ（住居表示実施のお知らせ）をお配りいたします。

通 知 書		
氏名、名称又は施設の名称	仙台 太郎	
住所 施設の場所 の表示	実施前	仙台市太白区 大野田字北屋敷 120 番地の 1
	実施後	仙台市太白区 大野田二丁目 25 番 35 号
住居表示の実施年月日	平成 21 年 7 月 21 日（効力発生）	

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

平成 21 年 7 月 21 日

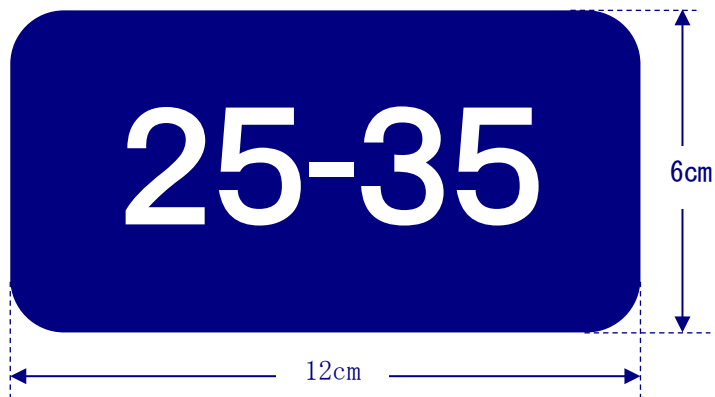
仙台市長 ○○ ○○ 印

仙 台 太 郎 様

町名表示板の例



住居番号表示板の例



本籍と不動産の所在の表し方

◎ 本籍と不動産の所在の表し方

住居表示で住所が変わると、本籍や不動産登記簿に記載される不動産の所在も変更になります。

新しい本籍と不動産の所在は、「新町名」と「地番」を組み合わせで表します。

○ 本籍の表し方の例

(実施前) 仙台市太白区 大野田字北屋敷 120 番地 1

(実施後) 仙台市太白区 大野田二丁目 120 番地 1

○ 不動産の表し方の例

土地 (実施前) 仙台市太白区 大野田字北屋敷 120 番 1

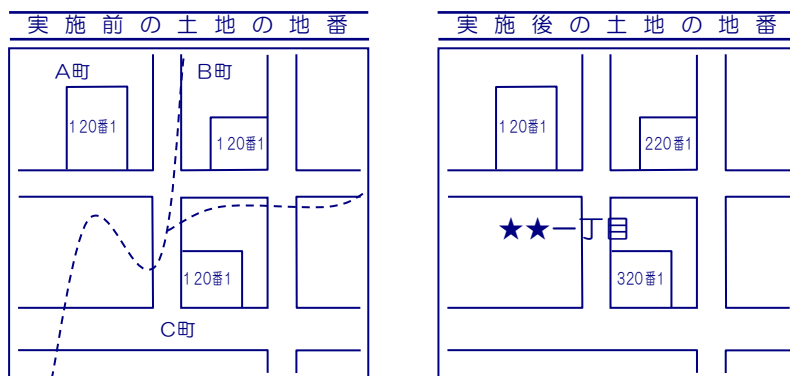
(実施後) 仙台市太白区 大野田二丁目 120 番 1

建物 (実施前) 仙台市太白区 大野田字北屋敷 120 番地 1

(実施後) 仙台市太白区 大野田二丁目 120 番地 1

◎ 調整地番が加えられる場合

同じ町の中に同一の地番ができないように、法務局がこれまでの地番に 100 番単位の数字を加えることがあります。これを調整地番といいます。



同一地番をなくすため、100 番、200 番という数(調整地番)をもとの地番に加えます。

上記のような場合、土地の地番は調整地番が加えられ変更となります。

(変更例) A 町 120 番 1 は ★★一丁目 120 番 1 に (調整なし)

B 町 120 番 1 は ★★一丁目 220 番 1 に (+100 番)

C 町 120 番 1 は ★★一丁目 320 番 1 に (+200 番)

○ 土地の地番を調整 (+200 番) した場合の本籍の表し方の例

(実施前) 仙台市太白区 大野田字北屋敷 120 番地 1

(実施後) 仙台市太白区 大野田二丁目 320 番地 1

(調整地番 200 番が加えられた)

◎ 調整地番のお知らせ

調整地番の設定については、住居表示の実施後に「調整地番一覧表」をお配りすることによりお知らせします。

(例) 調整地番一覧表

新町名	旧町(字)名	調整地番
★★一丁目	A 町	調整なし
	B 町	+100 番
	C 町	+200 番

◎ 戸籍・住民票・不動産登記簿の書き換え

住居表示に伴う戸籍や住民票の住所と本籍の書き換え、不動産登記簿の【表題部】にある不動産の所在の書き換えは、皆さまに届出をしていただくなくても、住居表示の実施にあわせて市と法務局で行います。

※不動産登記簿の【甲区】にある土地家屋の所有者の住所の書き換えは皆さまご自身での手続きが必要です。(9 ページの「◎手続きが必要となる主なもの」をご参照ください。)

なお、住所が新しい仕組みで表されるようになりますので、住所の表示と本籍・地番の表示は原則として一致しないこととなります。

ただし、本籍については転籍届を提出することにより、住居表示の街区符号にあわせることができます。

(例) 住 所 仙台市太白区 大野田二丁目 25 番 35 号
転籍後の本籍 仙台市太白区 大野田二丁目 **25 番**
(街区符号)

※ 転籍届については、各区役所の戸籍住民課、宮城総合支所の税務住民課、秋保総合支所の総務課にお問い合わせください。

住居表示実施に伴う手続き

住居表示を実施することにより、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わります。住居表示実施地区内にお住まいの方や事務所等を設置している事業者の方は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。

これらの手続きに際しましては、新旧の住所が確認できる書類が必要です。

◎新旧の住所が確認できる書類（次の①～③のいずれかが必要です。）

①住居表示実施通知書（6 ページ参照）

住居表示実施日の約1か月前にお知らせいたします。

②住居表示実施証明書（無料）

住居表示実施日以降、各区役所・宮城総合支所のまちづくり推進課、及び秋保総合支所の総務課で発行いたします。同一世帯のご家族の方の証明書も交付いたします。

※証明発行センターでは発行しておりませんのでご注意ください。

③住民票の写し（「住所の履歴」が記載されたもの。1 通 300 円。）

住居表示実施日以降、各区役所戸籍住民課・宮城総合支所税務住民課・秋保総合支所総務課・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターの窓口で請求できます。

※コンビニエンスストアのマルチコピー機などでは、「住所の履歴」が記載された住民票は発行できませんのでご注意ください。

◎ 手続きが必要となる主なもの

次のものにつきましては、住居表示実施日以降、皆さまご自身での手続きが必要です。手続きには、新旧の住所が確認できる書類のほかに次の書類が必要です。

項目	届出先	新旧の住所が確認できる書類のほかに必要なもの	備考
マイナンバーカード	お住まいの区の 区役所戸籍住民課 宮城総合支所税務住民課 秋保総合支所総務課	○マイナンバーカード	住居表示実施日以降お早めに届出を行ってください。
住民基本台帳カード (写真付きのみ)		○住民基本台帳カード	
在留カード または 特別永住者証明書		○在留カード または 特別永住者証明書	
商業・法人登記 (法人の所在地、代表者 等の住所変更)	所轄の法務局	○登記申請書 ○届出印鑑 ○委任状(代理申請の場合)	住居表示実施日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に届出を行ってください。
土地建物の登記簿 (所有者の住所変更)	所轄の法務局	○登記申請書 ○印鑑 ○委任状(代理申請の場合)	住居表示実施日以降に届出を行ってください。
法人県民税、事業税 (本店・支店の所在地・ 代表者等の住所変更)	各県税務署	○法人設立等届出書 ○登記事項証明書(写)	住居表示実施日から1か月以内に届出を行ってください。

項 目	届 出 先	新旧の住所が確認できる書類のほかに必要なもの	備 考
法人市民税 (本店・支店の所在地・代表者等の住所変更)	仙台市 市民税企画課	○法人等異動届出書 ○履歴事項全部証明書(写) ※商業・法人登記がある場合のみ、変更後の履歴事項全部証明書(写)が必要です。	住居表示実施日から30日以内に届出を行ってください。
自動車運転免許証	運転免許センター または最寄の警察署	○運転免許証 ※本籍欄の変更を伴う場合は、住居表示実施後に区役所戸籍住民課から送付される本籍変更の「お知らせ」、または本籍が記載されている住民票が必要です。	住居表示実施日以降に記載事項変更の届出をしてください。
自動車の所有者及び使用者の住所変更	東北運輸局 宮城運輸支局	○自動車検査証 ○所有者・使用者の印鑑 (個人の場合は認印, 法人の場合は代表者印) ○代理申請の場合は委任状(自動車)または申請依頼書(軽自動車)	住居表示実施日以降に届出を行ってください。ただし、運送業・タクシー等の営業車輛については速やかに手続きを行ってください。
軽自動車の所有者及び使用者の住所変更	軽自動車検査協会 宮城主管事務所	※必要書類について、詳しくは届出先へお問い合わせください。	
社会保険・厚生年金に加入されている方	勤務先の社会保険 担当部署	勤務先の社会保険担当部署にお問い合わせください。	国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)に該当する方も必要です。
障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方	お住まいの区の 区役所障害高齢課 宮城総合支所障害 高齢課 秋保総合支所保健 福祉課(精神のみ)	○お持ちの障害者手帳 ○印鑑	住居表示実施日以降、手帳等をお持ちいただければ、手帳の住所の変更ができます。申請書は障害高齢課窓口にあります。
国民年金・厚生年金を受給されている方 (現況届を提出している方)	年金事務所または 街角の年金相談センター	○年金受給権者住所変更届 ○本人確認書類(運転免許証など)	届出用紙は年金事務所、街角の年金相談センター、区役所保険年金課にあります。
市民墓地(北山霊園・葛岡墓園・いずみ墓園)の使用者の住所変更	仙台市保健管理課	○墓園使用許可証 ○本人確認書類(運転免許証など)	申請書は保健管理課窓口にあります。お早めに手続きをしてください。

項目	届出先	新旧の住所が確認できる書類のほかに必要なもの	備考
貯金通帳・株式・生命保険・郵便貯金・簡易保険等の名義人の住所変更	各銀行・証券会社・保険会社・郵便局など	各機関にお問い合わせください。	提出書類をお問い合わせのうえ、住居表示実施日以降に手続きをしてください。
携帯電話・スマートフォン・PHS 等	各通信会社	各通信会社にお問い合わせください。	提出書類をお問い合わせのうえ、住居表示実施日以降に手続きをしてください。

※上記のほかにも、勤務先への届出あるいは許可、認可、免許などで住所変更の届出を要するものは、所定の手続きをお願いします。

◎ 手続きが必要ないもの

住民基本台帳(住民票の写し) 印鑑登録原票(印鑑登録証明書)	区役所で書き換えます。
戸籍簿(戸籍全部(個人)事項証明書)	区役所で書き換えます。 実施日以降、本籍変更のお知らせをお送りします。
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	手続きはいりません。被保険者証は有効期限までそのままお使いいただけます。なお、新しい被保険者証は、国民健康保険は9月中に、後期高齢者医療は7月中にお送りしますが、それまでに住所を書き換えたい方は区役所保険年金課へご相談ください。
介護保険被保険者証	新住所の被保険者証を区役所よりお送りします。
子ども医療費助成受給者証 母子・父子家庭医療費助成受給者証	手続きはいりません。各受給者証の住所欄を新住所に書き換えたい方は、住所地の区役所保育給付課・総合支所保健福祉課へご相談ください。
心身障害者医療費助成受給者証	手続きはいりません。各受給者証の住所欄を新住所に書き換えたい方は、住所地の区役所及び宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課へご相談ください。
敬老乗車証	手続きはいりません。
土地・建物の登記 (表題部の所在・地番)	表題部(土地・建物の表示)は仙台法務局で書き換えます。 ※所有者の住所変更の手続きは必要です。
国税(所得税、消費税、法人税等)	手続きはいりません。 国税に関する住所変更は納税地の所管税務署で行います。

市税（個人市民税、固定資産税、軽自動車税等）	手続きはいりません。 市税に関する住所変更は市役所で行います。 ※法人市民税に係る届出は必要です。
上下水道・市ガス	手続きはいりません。
電気使用者	住所変更については、市役所から左記事業者へ通知しますので、住所変更手続きの要否については、各事業者にお問い合わせのうえご対応をお願いいたします。
NHK 放送受信契約者	
郵便局（郵便物関係）	住居表示実施後約1年間は、住居表示実施前の住所が書かれた郵便物でも配達されます。
旅券（パスポート）	手続きはいりません。お持ちの方が所持人記入欄の住所に二重線を引いて住居表示実施後の住所に訂正してください。
食品営業関係（飲食店営業等）、理美容所、クリーニング営業、興行場、旅館業、公衆浴場、温泉、簡易給水施設等、小規模簡易給水施設、遊泳用プール、特定建築物（ビル管）等	手続きはいりません。許可証等は有効期限までそのままお使いいただけます。住居表示実施後の住所での営業証明が必要な場合は、施設の所在する区の区役所衛生課へお問い合わせください。
墓地・納骨堂経営許可	手続きはいりません。許可証等はそのままお使いいただけます。許可証明が必要な場合は、市役所保健管理課へお問い合わせください。
薬局、医療品店舗販売業、薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器等販売業・貸与業、病院、診療所、施術所、衛生検査所	手続きはいりません。許可証等は有効期限までそのままお使いいただけます。住居表示実施後の住所での許可証（登録票）が必要な場合は書換え申請（有料）が必要となるため、市役所健康安全課へお問い合わせください。
結核指定医療機関	手続きはいりません。

建物を新築・改築したときは

住居表示を実施した区域では、住所を表すのに、従来のように土地の地番をそのまま使うことはできなくなります。

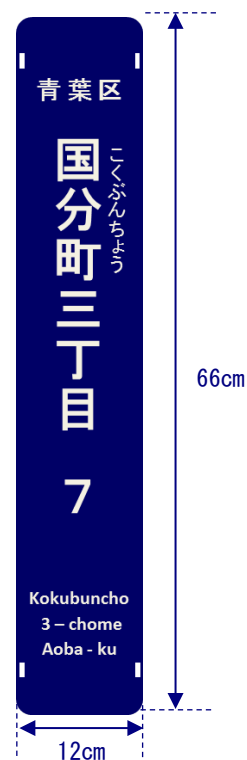
新築や改築をした際は、所在地の区役所（宮城総合支所管内では宮城総合支所）のまちづくり推進課に所定の届出用紙で届出をしていただきます。その届出に基づいて新しい住所をつけますので、各区役所・宮城総合支所から通知された住所をお使いください。

届出をしないでまちがった住所を使いますと、後日、住民登録や不動産・商業登記などを訂正するために余分な費用や時間がかかることもありますので、十分ご注意ください。

街区表示板の取り付け

住居表示を実施した区域では、道に迷うことなく目的地に行けるように、各街区の角に町名や街区符号等を記した「街区表示板」を取り付けています。

街区の角にあたる方は、設置についてのご協力をお願いいたします。



調査員にご協力をお願いします

住居表示を実施するにあたり、あらかじめ皆さまの住所、世帯主及び建物の出入口などを確認しておく必要があります。調査員が皆さまのお宅へ伺いますので、調査へのご協力をお願いいたします。